

会報

Monthly
Association
Construction
Industry
NEWS

宮崎県建設業協会
機関誌



一般社団法人

宮崎県建設業協会

宮崎市橘通東2丁目9番19号

TEL (0985) 22-7171

FAX (0985) 23-6798



就業体験 (インターンシップ) 平成26年10月21日(火)~10月24日(金)

写真 宮崎工業高等学校 建築科 2年 40名

受入企業/株マスジュウ、神崎建設工業株、大和開発株、志多組・西尾・三舟JV、
株増田工務店、上田工業株宮崎支店、株小園工務店、吉原建設株 ほか設計会社

現場見学会

平成26年11月20日(木) 9:50~16:00

写真 宮崎工業高等学校 建築科 1年 39名(うち女子10名) 教師 2名
受入企業/株桜木組、株河北

2015.

10

No.492

目次 CONTENTS

●平成27年10月の行事予定	1
●会員の異動状況・会員数推移	2
●宮崎県建設業協会	
1. 平成27年度第6回常務理事会を開催	3
2. 宮崎県県土整備部との意見交換会を開催	5
3. 建設業の“イメージアップ”テレビCMの放送を開始します	7
●雇用改善コーナー	
1. 高等学校卒業予定者の県内採用枠の拡大等に関する要望について	8
2. 「人材育成助成金」のご案内	9
3. 「職場意識改善助成金」のご案内	11
●事業協同組合	
下請セーフティネット債務保証制度について	14
●技士会	
1. 「監理技術者講習」のお知らせ	16
2. 第20回土木施工管理技術論文・技術報告募集のお知らせ	16
建退共	
1. 10月は加入促進強化月間です！	17
2. 平成28年4月から建退共制度がより有利な取り扱いに！	18
3. 建退共宮崎県支部取扱状況（8月分）	18
●厚生年金基金	
1. 宮崎県建設業厚生年金基金の解散について	19
2. 事業概況（8月分）	20
●建災防	
1. 交通労働災害防止対策の徹底について	21
2. 第52回全国建設業労働災害防止大会が開催されました	21
3. 平成27年度宮崎県産業安全衛生大会の開催について	22
●火薬協会	
1. 保安手帳交付について	23
2. 講習会の日程について	23
●保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（8月分）	24
2. 中間前払金制度のご案内	25
●（公財）建設業福祉共済団からのお知らせ	
建設共済保険加入促進月間 実施中！！	26

平成 27 年 10 月行事予定

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	木	全国労働衛生週間（1日～7日） 九州地区技士会第2回事務局長会議（福岡）	足場組立て等作業主任者技能講習 （2日まで清武）	
2	金	全国建設青年会議第20回全国大会準備会 （東京）		
3	土			
4	日			
5	月			
6	火	宮崎県建設業団体連合会役員会	職長・安全衛生責任者教育（7日まで 延岡）	
7	水	県協会出前講座・現場見学会（県立都城 工業高校） 技士会工事成績対策講習会（宮崎）		
8	木	技士会工事成績対策講習会（延岡）	基金企業年金連合会理事長・企業年 金トップセミナー（9日まで奈良）	
9	金	知事と建設産業で働く女性との意見交換会	小型車両系建設機械（整地・掘削） 運転特別教育（10日まで清武）	
10	土			
11	日			
12	月	体育の日	体育の日	体育の日
13	火			
14	水	九州ブロック職業能力開発校長会議（鹿児島）	足場の組立て等の業務に係る特別教育 （延岡）	
15	木			
16	金		酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育 （清武） 基金納入告知書発送	
17	土			
18	日			
19	月			
20	火	九州道路啓開等協議会（福岡） 宮崎県総合防災訓練全体研究会	低圧電気取扱い業務特別教育（延岡）	
21	水	インターンシップ（県立宮崎工業高校、 23日まで）		
22	木	県協会第7回常務理事会、県土整備部と の意見交換会	職長・安全衛生責任者教育（23日ま で清武）	火薬保安講習会（日向） 九州各県建設業協同組合 研修会（対馬）
23	金	県協会建設技術フェア（第22回みやざき テクノフェア 24日まで宮崎市）		火薬類取扱保安責任者等 知事試験合格発表
24	土			
25	日			
26	月	インターンシップ（県立日向工業高校、 30日まで）		
27	火	県協会出前講座・現場見学会（県立宮崎 農業高校）	足場の組立て等の業務に係る特別教育 （清武）	
28	水			火薬協会九州ブロック登 録講師研修会（大分）
29	木	土木施工管理技術委員会現場見学会（30 日まで鹿児島）	建退共九州ブロック会議（沖縄）	経済産業省九州産業保安 監督部長表彰式（福岡）
30	金		建災防全国支部事務局長会議（東京） 車両系建設機械（整地・掘削）運転 技能講習（31日まで清武）	
31	土			

会員の異動状況

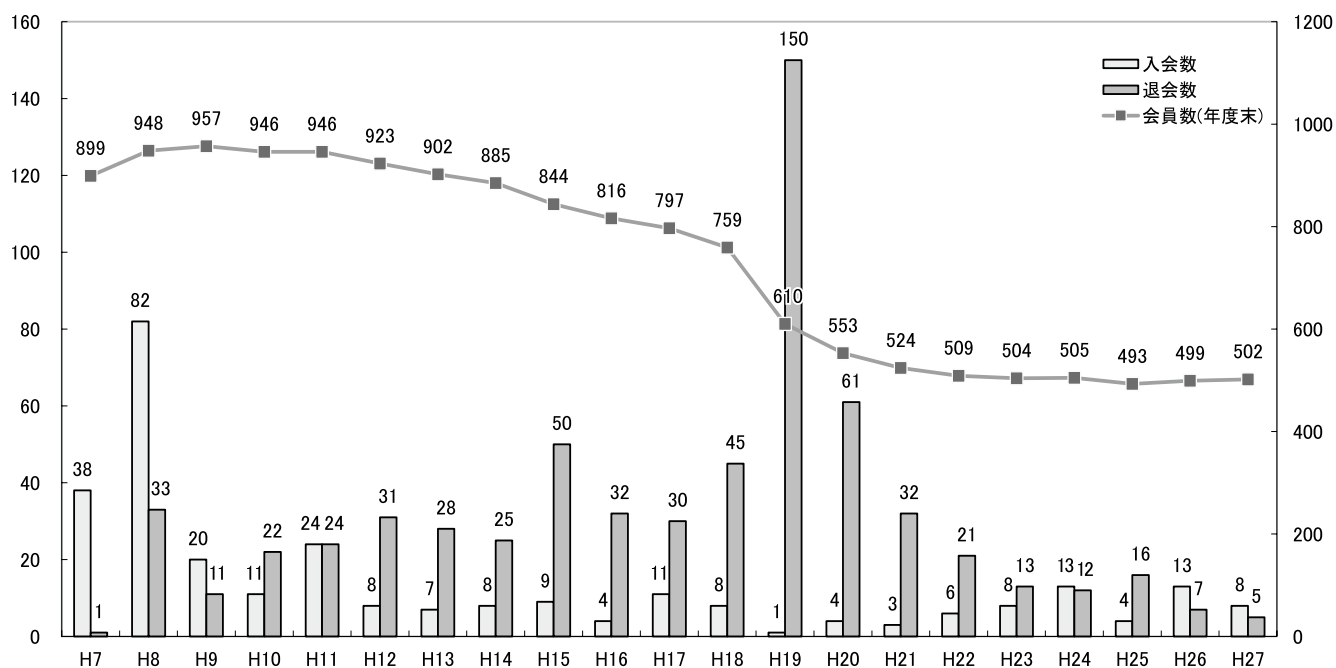
【代表者、組織、所在地等】

地区名	会社名	変更事項	変更前	変更後
日南	田中造園土木(有)	代表者	田中隆昭	田中秀幸
東諸	(株)高橋組	代表者	高橋速美	高橋信一

【退会】

地区名	会社名	代表者名
宮崎	(株)河野弘建設	河野弘

宮崎県建設業協会員数の推移



年度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
年度当初	862	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499
入会数	38	82	20	11	24	8	7	8	9	4	11	8	1	4	3	6	8	13	4	13	8
退会数	1	33	11	22	24	31	28	25	50	32	30	45	150	61	32	21	13	12	16	7	5
年度末	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	502

※H8 支部として建築協会加入、H19 建築協会脱退 (68社脱退)、H27はH27.9.28現在

宮崎県建設業協会

1. 平成27年度第6回常務理事会を開催

平成27年9月4日（金）午後13時30分、建設会館2階「委員会室」において、榎村事務局長が定足数（12／13名：会成立）の報告して開会を宣した。

開会にあたり山崎会長が「昨日、九州ブロック会長会として、九州各県議会議長会との合同で、国に対し補正予算に係る陳情を行った。九州会長会では、自民党本部を訪問し、九州地区代表の衛藤代議士、二階総務会長、谷垣幹事長に対し、補正予算に併せて九州のインフラ整備の遅れを訴えた。午後からは、地元選出の国会議員を訪問し要望を行ったことをご報告する。

青年部連合会の小林大会が盛会の内に終了したことにお礼を申し上げる。8月27日は口蹄疫終息5周年式典に参加したが、壇上で本会が自衛隊と共に紹介されたことをご報告する。

常務理事会終了後、県との意見交換会も開催されるため、忌憚のない意見をよろしく願い申し上げます。」と挨拶を述べ、議事に移った。

議題については次のとおり。



山崎会長挨拶



第6回 常務理事会

議題1 県との意見交換会について

榎村事務局長が資料1に基づき、意見交換会について、県土整備部の出席者及び県からの説明事項について報告した。

地域維持型契約に係る予算確保と早期支払いについて、工事現場の看板について、同種工事の実績年数について等をテーマにすることが承認された。

議題2 宮崎県議会自民党会派との意見交換会について

榎村事務局長が資料2に基づき、意見交換会の日時、集合時間、参加予定議員等について報告した。

テーマは、発注の平準化、担い手の確保・育成、改正品確法の取り組み等についてとすること、また、公共事業の予算確保は、山崎会長が要望事項として発言することが承認された。

九州各県協会が、補正予算早期成立に係る請願書を県議会に提出することになったことを報告し、本会も提出することが承認された。

※ 本県は、県議会自民党会派が予算に係る意見書を提案することになったため、本会からの請願書提出は見送られることになった。

議題3 第24回参議院議員選挙に係る立候補予定者の推薦等について

榎村事務局長が資料3に基づき、松下新平後援会から推薦依頼があったことを報告し、推薦することが承認された。

また、足立としゆき後援会から、室内用のポスター等が届いたことを報告し、各地区協会に配付することが承認された。

議題4 その他

（1）「おやじの日」現場見学会報告について

常務理事会開始前に「おやじの日DVD」を視聴。竹尾副会長が、DVDを宮崎河川国道事務所と延岡河川国道事務所、及び九州地方整備局等に配付することを報告し、承認された。

宮建協

(2) 農業土木委員会開催結果報告について

淵上農業土木委員会委員長が、参考2に基づき、委員会の開催結果について報告した。

(3) 宮崎県総合防災訓練の結果報告について

谷口串間市協会長と小野日南地区協会長が、防災訓練の実施結果について報告した。

樫村事務局長が参考3に基づき、訓練の成果と課題を県に提出することを報告し、承認された。

(4) 九州地方整備局との意見交換会における各県の意見について

樫村事務局長が参考4に基づき、九州地方整備局から、九州各県協会から出された主な意見について情報提供があったことを報告した。

(5) 公共工事労務費調査説明会参加実績数報告について

大谷総務課長が参考5に基づき、説明会の参加者数及び有効標本数について実績を報告した。

本年度も、労務費調査の対象企業に最終説明会を実施することが、承認された。

(6) 賃金水準の確保及び社会保険加入状況等調査結果について

樫村事務局長が参考6に基づき、調査結果について報告し、結果は全建に報告したことを報告した。

(7) 内田副知事と各地区協会との意見交換会について

樫村事務局長が参考7に基づき、各地区協会が内田副知事との意見交換会を希望する場合は、本会事務局を通して相談表を提出することを説明し、承認された。

(8) 青年部連合会部長の役職名について

大谷総務課長が参考8に基づき、青年部連合会部長の役職名について、会長もしくは部会長への変更希望があったことを報告し、部会長への変更が承認され、総会等で定款を変更することが承認された。

(9) その他

① 「未来へつなぐ森づくりパートナーシップ推進事業」について

樫村事務局長が、事業内容及び、今後事業説明会が開催されること等について情報提供した。

② 九州道路啓開等協議会設立趣意書（案）について

坂元専務理事が、九州地方整備局から協議会設立についての案内があり、山崎会長が委員に、坂元専務理事が幹事会メンバーになることを報告した。

③ 参議院議員長峯誠モーニングセミナーのご案内について

樫村事務局長が、セミナー開催について情報提供した。

④ 公明党宮崎県本部「政策要望懇談会」開催のご案内について

樫村事務局長が、宮崎県議会公明党会派から開催案内があったことを報告し、本会として要望活動を行うことが承認された。

議題5

10月・11月常務理事会開催日について

山崎会長が、10月常務理事会は県との調整により10月22日（木）に変更することを提案し、承認された。また、11月常務理事会は11月10日（火）に開催することが承認された。

以上、午後2時50分、常務理事会を終了した。

2. 第6回宮崎県建設業協会と宮崎県県土整備部との意見交換会を開催

平成27年9月4日(金)午後3時05分、宮崎県建設会館5階「会議室」において、第6回目の意見交換会が開催された。なお、意見交換会前に、本会で作成した「おやじの日DVD」を出席者全員で視聴し、意見交換会に移った。

出席者については下記のとおり。

◇宮崎県県土整備部

管 理 課：佐野部参事兼課長、井上課長補佐
 壱岐主幹、津田主幹、一井主査
 外園主査
 技術企画課：木下課長、石井課長補佐
 桑畑主幹、否笠主幹、浜川主幹
 春田主査
 道路保全課：松田主幹、井崎主査

◇公共三部共管

工事検査課：甲斐課長、岡留工事検査専門員

◇宮崎県建設業協会

常務理事会：山崎会長、谷口・河野(宏)・竹尾副会長
 後藤・小野・堀之内・淵上・河野(孝)・
 甲斐常務理事
 事 務 局：坂元専務理事、樫村常務理事
 兼事務局長、大谷・林田・菊池課長

【山崎会長挨拶】

まずは、本日の意見交換会のお礼を申し上げる。

台風15号が接近し、また、桜島の噴火や硫黄岳の火山性微動等災害の兆しが気になる状況にある。口蹄疫終息5周年式典では、協会代表として壇上で紹介されたことに感謝したい。また、県の総合防災訓練が実施され、地区協会が参加したが、今後、万全の体制を築きたい。

本日は、地域維持型メンテナンス業務、若手技術者、工事現場の看板金額等で意見交換をお願いしたい。地域メンテナンス業務については、前渡金があれば助かるとの意見がある。

先日は、公共三部長に早期発注について要望活動を行ったところであるが、発注が遅れていることをご理解いただきたい。



山崎会長挨拶

【佐野部参事兼管理課長挨拶】

日頃から、県政全般にご協力いただきお礼を申し上げます。

台風15号では、建設業協会に警戒対応していただきお礼を申し上げます。また、8月30日の総合防災訓練もご協力いただき感謝を申し上げます。

9月の議会開催前であり、県土整備部に対しても質問がくる状況にある。

DVDを視聴し、CMも作成中とのことであるが、協会として積極的に取り組んでいただきたいし、県としても何らかの形で取り組みたい。

早期発注については、確実にできるよう部長から直接指示を出してもらうので、ご理解いただきたい。



佐野部参事兼管理課長挨拶

宮建協

◆県からの情報提供について

(1) 地域維持型契約方式の協定書の修正について（管理課）

地域維持型契約方式に限り、運営委員会です承されたら、協定書の捺印を使用した文字挿入による訂正、もしくは、構成員各社押印による一部変更協定書を締結することで、共同企業体代表者に権限を付与できる。

(2) 指名競争入札における電子入札システムへの応札環境事前確認機能の追加について（管理課）

10月上旬から本格運用が開始される。

入札辞退者を減らすこと、同種工事の実績のない企業を指名しないようにすることを目的にシステムを導入した。

企業が自社の応札環境を発注者に報告するものであるが、利用拡大が効果に反映する。

◆意見交換

本会→協定書について再度説明をお願いしたい。

県→運営委員会の了承を得たうえで、文字を挿入した協定書、または、一部変更した協定書の写しを事務所に提出していただきたい。

本会→周知の方法は、どのようになるのか。

県→協会から共同企業体代表者に伝えていただきたい。

本会→電子入札システムは、申告を徹底するため罰則規定は必要ないか。

県→難しい問題である。

本会→九州建設業協会の会長会で大型補正について、九州各県議会議長会と合同で国に要望してきた。県議会に対しても要望を行うのでご理解いただきたい。

本会→懸案の、実績経験年数や若手の年齢、工事看板については如何か。

県→先月末に各課WGで調整したが、様々な意見が出ている。工事看板の金額も検討中であり、結論が出てから報告したい。

本会→若手がいらない会社は工事が取れないとの意見がある。工事実績も、20年みてもらいたいとの意見がある。早めに答えをいただきたい。

本会→地域維持型契約については、事務所との調整はあるが、概ね順調である。

本会→看板については、会員から答えを求められているので、早く答えをいただきたい。

本会→地域維持型契約について、台風の時、100万円以上は見積りを取り緊急施工ですよう本課から指示されたと言われたが、如何なものか。

県→作業の規模が大きくなると、パトロールの範囲を超えるため、従来からの方法で対応する。

本会→報告書の回答が2ヶ月近く後になるのに、運営委員会の予算管理を毎月行うのは如何か。

県→定期的な管理は必要である。総価契約のため、後になれば予算管理が大変になる。本課から事務所に通知している。



第6回 意見交換会

本会→2次製品の品質証明書について、用地杭の証明書は零細事業者用の基準があっても良いのではないか。

県→技術企画課で確認して回答したい。

本会→発注公告から判断すると、第3四半期以降は工事がなくなり、8割の業者は工事がとれない。県は積極的に補正予算確保の要望をお願いしたい。

県→26年度末の繰り越し工事がなくとも影響している。事前準備をして大きな予算確保に取り組みたい。

本会→4月以降工事がなく、死活問題になっている。補正予算がついたら、改修工事や用地買収にも使えるような、予算編成をお願いしたい。

本会→地域維持型契約について、入金を早くしていただきたい。また、構成員数については、どのような考えか。

県→2～10社が本来の姿である。現在は試行中のため方針は決まっていないが、検討はしている。

本会→その時は、県から率直な提案をいただきたい。

本会→地区協会として、来年度のスケジュールがあれば、市町村を含めて地域維持型契約を協議したい。

本会→品確法など担い手三法はできたが、高校生の地元就職者がいない。県の情報をいただきたいし、県は業界と本気で対話をして課題に取り組んでいただきたい。

県→地域人づくり事業が9月に終わるため、代わる事業を今回の議会の補正予算で要求する。来年度になれば、次の対策も検討することになる。

本会→地域人づくりWGは答えを求めるものなのか。

県→情報交換による課題抽出が当初の目的であり、結論は求めている。しかし、社会保険問題では、各団体の意見がもたらため、方向性を詰めている。

本会→建設産業団体連合会でも議論を行いたい。

以上、午後4時05分、意見交換会を終了した。

3. 建設業の“イメージアップ”テレビCMの放送を開始します

建設産業は、宮崎県における基幹産業であるとともに、住民生活や経済活動の基盤である社会資本整備の担い手として、また、災害復旧を通じて、地域の安全、安心を確保する重要な役割を果たしています。

しかし、建設産業には、いわゆる「3K」のマイナスイメージがあり、若者の入職が進まないことが大きな課題となっています。

(一社)宮崎県建設業協会では、人材確保を推進するため、建設産業の「役割り」や「魅力」を発信してイメージアップを図るテレビCMを作成し、10月から放送を開始します(3月までの6か月間)。



CMキャラクター「オジギビ」

=放送局、時間=

○ UMKテレビ

UMKニュース (毎週水曜日 午後8時50分から)の放送帯で

バイキング (毎週木曜日 お昼12時から)の放送帯で

○ MRTテレビ

わけもんGT (毎週水曜日 午後7時56分から)の放送帯で

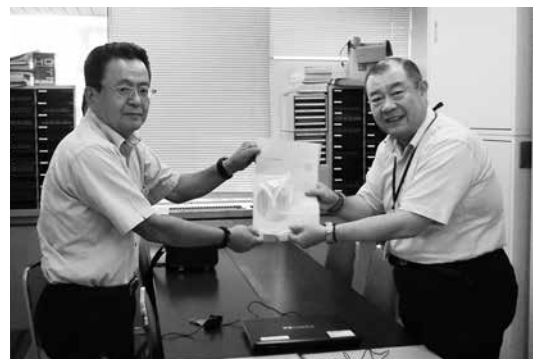
※ CMは3部構成で、10月は「夢を抱いた日」編、11月は「一步ずつ」編、12月は「未来へ」編と続き、1月から3月までは、3編を交互に放送予定。



「おやじの日」のDVDも完成

8月に高千穂と日南で実施した「おやじの日」現場見学会の様子を収録したDVDが完成し、竹尾副会長が九州地方整備局(久野地方事業評価管理官)へ贈呈しました。

DVDは、工事中のトンネル内部の見学、大型重機の試乗や測量体験などを親子で楽しむ姿をまとめたもので、今後、建設業に興味を持ってもらいイメージアップを図るため、DVDを出前講座や土木の日などを通して県内小・中学校等にPRする予定です。



雇用改善コーナー

1. 高等学校卒業予定者の県内採用枠の拡大等に関する要望について

一般社団法人 宮崎県建設業協会
会 長 山 崎 司
(公印省略)

宮崎県高等学校PTA連合会会長から、平成28年3月高等学校卒業予定者の県内採用枠の拡大等に関する要望がありました。

会員企業におかれましては、要請の趣旨を十分ご理解いただき、積極的に若者の採用、育成に努めていただくようお願いいたします。

平成28年3月高等学校卒業予定者の 県内採用枠の拡大等に関する要望書

平素より、本県高校生の就職支援並びに既卒業者の雇用等に対しまして、多大なるご支援を賜り、深く感謝申し上げます。さらには、若者の将来に対しての人材育成に関しまして多面にわたりご協力とご支援をいただいておりますことに、心よりお礼申し上げます。

今春の新規高等学校卒業者の県内における求人数、就職内定率は、共に近年希にみる増加となっております。これもひとえに皆様のご支援の賜物であると重ねて感謝申し上げます。

県高等学校PTA連合会としましては、このような状況を踏まえ、就職を希望する高校生に対して、企業を知るための求人事業所説明会の開催、インターンシップや就業意識啓発のためのセミナーの開催など、取り組んでおります。

一方、働く子どもたちは、コミュニケーション能力の不足、忍耐力不足の子どもも一部見受けられます。これらに関しましては、我々保護者も家庭教育の責任を痛感しているところです。今後は、学校や行政、地域社会、家庭の連携のもとに、家庭教育の中で基本的な生活習慣の確立と職業人としての識見と素養を身につけさせ、職場の一員として活躍できるよう精いっぱい支援していく所存です。

宮崎で働き、そして宮崎で暮らしていきたいと願う前途ある若者が、県内に留まるためには、地域における働く場の確保が不可欠であります。今後の宮崎県の発展のために子どもたちが貢献できますよう採用枠の拡大につきまして、特段のご配慮をいただきますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

平成27年7月22日

宮崎県高等学校PTA連合会
会 長 長 岡 政 吉

一般社団法人 宮崎県建設業協会会長 殿



2. 「人材育成助成金」のご案内

企業内人材育成推進助成金

※ 平成27年度から創設

計画的に人材育成を推進するための制度を導入・実施した事業主、事業主団体に助成します。

助成対象		制度導入助成額	実施・育成助成額 (一人あたりの額)
① 個別企業助成コース ①～③の人材育成制度を就業規則等に規定して導入し、従業員に実施した事業主に、一定額を助成			
① 教育訓練・職業能力評価制度	従業員に教育訓練や職業能力評価を、ジョブ・カードを活用しつつ行う制度	50万円(25万円)	5万円(2.5万円)
② キャリア・コンサルティング制度	従業員にキャリア・コンサルティングを、ジョブ・カードを活用しつつ行う制度	30万円(15万円)	5万円(2.5万円)
	従業員をキャリア・コンサルタントとして育成した場合に加算	—	15万円(7.5万円)
③ 技能検定合格報奨金制度	技能検定に合格した従業員に報奨金を支給する制度	20万円(10万円)	5万円(2.5万円)
② 事業主団体助成コース 従業員に教育訓練や職業能力評価を行う構成事業主（団体の構成員である事業主）を支援する事業主団体に、構成事業主が3事業主以上、かつ従業員合計30名以上に導入・実施された場合に、支援に要した費用の一部を助成		支援に要した費用の2/3 上限額500万円	

※ () 額は大企業の額。実施・育成助成は10人まで

詳しくは、ハローワーク、都道府県労働局へ

キャリアアップ助成金

※ 平成27年度から「育児休業中訓練」を創設

非正規雇用労働者の人材育成を実施した事業主に助成します。

助成内容		助成額	※()額は大企業の額													
人材育成 コース	有期契約労働者等下記に下記の訓練を行った場合に助成	◆教育訓練機関等における座学《1人当たり》														
	◆一般職業訓練（教育訓練機関等における座学）	賃金助成：1h当たり 800円（500円）														
	◆有期実習型訓練（「ジョブ・カード」を活用した教育訓練機関等における座学と企業における実習を組み合わせた3～6か月の職業訓練）	経費助成：1人当たりの訓練時間数に応じた次の額														
	◆中長期的キャリア形成訓練（厚生労働大臣が専門的・実践的な教育訓練として指定した講座（教育訓練機関等における座学））	<table><tr><th>訓練の種類 訓練時間数</th><th>一般職業訓練 有期実習型訓練 育児休業中訓練</th><th>中長期的 キャリア形成訓練</th></tr><tr><td>100h未満</td><td>10万円(7万円)</td><td>15万円(10万円)</td></tr><tr><td>100h以上200h未満</td><td>20万円(15万円)</td><td>30万円(20万円)</td></tr><tr><td>200h以上</td><td>30万円(20万円)</td><td>50万円(30万円)</td></tr></table>	訓練の種類 訓練時間数	一般職業訓練 有期実習型訓練 育児休業中訓練	中長期的 キャリア形成訓練	100h未満	10万円(7万円)	15万円(10万円)	100h以上200h未満	20万円(15万円)	30万円(20万円)	200h以上	30万円(20万円)	50万円(30万円)		
	訓練の種類 訓練時間数	一般職業訓練 有期実習型訓練 育児休業中訓練	中長期的 キャリア形成訓練													
100h未満	10万円(7万円)	15万円(10万円)														
100h以上200h未満	20万円(15万円)	30万円(20万円)														
200h以上	30万円(20万円)	50万円(30万円)														
◆育児休業中訓練（育児休業中の労働者の自発的な申し出により実施する教育訓練機関等における座学）	※育児休業中訓練は経費助成のみ															
	◆企業における実習《1人当たり》															
	実施助成：1h当たり800円（700円）															
	※1年度1事業所当たりの支給限度額は500万円															
		詳しくは、ハローワーク、都道府県労働局へ														

雇用改善

キャリア形成促進助成金

※ 平成27年度から下線部を新設・拡充

従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成します。

○ 事業主及び事業主団体等向け

助成内容			助成額※()額は大企業の額
① ものづくり人材育成訓練【新設】	大企業 中小企業 事業主団体等	建設業や製造業が実施する大臣の認定を受けた次のOJT付き訓練 ・事業主団体等連携型訓練(事業主団体等と企業が連携して実施する訓練) ・企業連携型訓練(複数の企業が連携して実施する訓練) ・企業単独型訓練(企業が単独で実施する訓練)	経費助成：2/3(1/2) 賃金助成：1h当たり800円(400円) OJT実施助成：1h当たり700円(400円)

○ 事業主向け

助成内容			助成額※()額は大企業の額
② 政策課題対応型訓練			
① 成長分野等人材育成コース	大企業 中小企業	健康(医療・介護)・環境などの成長分野等での人材育成のための訓練	経費助成：1/2(1/3) 賃金助成：1h当たり800円(400円)
② グローバル人材育成コース		海外関連業務に従事する人材育成のための訓練(海外の大学院、大学、教育訓練施設などで実施する訓練も含む)	
③ 中長期的キャリア形成コース		中長期的なキャリア形成に資する教育訓練として厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練	
④ 熟練技能育成・承継コース	大企業【拡充】 中小企業	熟練技能者の指導力強化、技能承継のための訓練、認定職業訓練	
⑤ 若年人材育成コース		採用後5年以内で、35歳未満の若年労働者への訓練	経費助成：2/3(1/2)【助成率拡充】 賃金助成：1h当たり800円(400円)
⑥ 育休中・復職後等能力アップコース	大企業 中小企業	育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練	経費助成：1/2 賃金助成：1h当たり800円 OJT実施助成(⑦)：1h当たり600円
⑦ 認定実習併用職業訓練コース	中小企業	大臣の認定を受けたOJT付き訓練(①の企業単独型訓練を除く)	
⑧ 自発的職業能力開発コース	中小企業	労働者の自発的な能力開発に対する支援	
③ 一般型訓練	中小企業	政策課題対応型訓練以外の訓練	経費助成：1/3 賃金助成：1h当たり400円

○ 事業主団体等向け

助成内容			助成額
④ 団体等実施型訓練	事業主団体等	事業主団体等が構成事業主の雇用する労働者を対象に行う、若年労働者への訓練や熟練技能の育成・承継のための訓練、育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練【拡充】	経費助成：1/2(育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練 2/3)

- ※ 経費助成の1人1コースの事業主に対する支給限度額について、①、②①～⑥は15万円～50万円(大企業は10万円～30万円)、②⑦、⑧、③は7万円～20万円。また、事業主団体等に対する支給限度額について、①、④は1団体当たり500万円。
- ※ 1事業主の年間の支給限度額は500万円(認定職業訓練、①または②⑦の場合は1,000万円)、1事業主団体等の年間の支給限度額は500万円。
- ※ 助成の対象となる訓練等の受講回数は、1労働者につき、1年度3コースまで
- ※ 東日本大震災に伴う被災地の事業主については、助成率の特例あり(中小企業：賃金800円(1h)・経費1/2、大企業：賃金400円(1h)・経費1/3)

詳しくは、ハローワーク、都道府県労働局へ

雇用関係助成金

検索

3. 「職場意識改善助成金」のご案内

中小企業事業主の皆さまへ

「職場意識改善助成金」のご案内 (職場環境改善コース)

「労働時間等の設定の改善」※により、仕事と生活の調和に
取り組む中小企業事業主を支援します



- 労働時間管理の適正化を図りたい
- 労務管理について専門家に相談したい
- 有給休暇の取得を促進して社員のやる気をアップさせたい
- 飲食店での食器洗い乾燥機の導入など労働能率を向上させる設備・機器を導入・更新したい

上限額を100万円に引き上げました!!

※「労働時間等の設定の改善」とは、各事業場における労働時間、年次有給休暇等に関する事項について労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応した、より良いものとしていくことをいいます。

助成内容

1. 支給対象となる取組 ～いずれか1つ以上実施してください～

- | | |
|---|--|
| ○ 労務管理担当者に対する研修 | ○ 労務管理用ソフトウェア |
| ○ 労働者に対する研修、周知・啓発 | ○ 労務管理用機器 |
| ○ 外部専門家によるコンサルティング
(社会保険労務士、中小企業診断士など) | ○ デジタル式運行記録計(デジタコ) |
| ○ 就業規則・労使協定等の作成・変更
(計画的付与制度の導入など) | ○ テレワーク用通信機器 |
| | ○ 労働能率の増進に資する設備・機器等
(小売業のPOS装置、自動車修理業の自動車
リフトなど)(注:成果目標をいずれも達成した場合
のみ、支給対象となります。) |

などの
導入・更新

(※)原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

2. 成果目標

支給対象となる取組は、以下の「成果目標」の達成を目指して実施してください。

目的	成果目標
a 年次有給休暇の取得促進	労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数(年休取得日数)を4日以上増加させる
b 所定外労働の削減	労働者の月間平均所定外労働時間数(所定外労働時間数)を5時間以上削減させる

3. 評価期間

「2. 成果目標」の評価期間は、事業実施期間中(事業実施承認の日から平成28年2月15日まで)の3か月を自主的に設定してください。

4. 支給額

「1. 支給対象となる取組」の取組の実施に要した経費の一部を、「2. 成果目標」を達成した場合に支給します。

対象経費	助成額
謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費	対象経費の合計額×補助率 ※上限額を超える場合は上限額

成果目標の達成状況	a、bともに達成	どちらか一方を達成	どちらも未達成
補助率	3/4	5/8	1/2
上限額	100万円	83万円	67万円

※ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新の取組の場合は、下の表のとおりです。

成果目標の達成状況	a、bともに達成
補助率	3/4
上限額	100万円



厚生労働省・都道府県労働局

雇用改善

商業、映画・演劇業、保健衛生業、接客娯楽業の
事業場規模10人未満の中小企業事業主の皆さまへ

「職場意識改善助成金」のご案内 (所定労働時間短縮コース)

「労働時間等の設定の改善」※による所定労働時間の短縮を支援します



- 社員のワーク・ライフ・バランスを推進したい
- 労働時間管理の適正化を図りたい
- 労務管理について専門家に相談したい
- 飲食店での食器洗い乾燥機の導入など労働能率を向上させる設備・機器を導入・更新したい

所定労働時間の短縮でワーク・ライフ・バランスを推進!!

※「労働時間等の設定の改善」とは、各事業場における労働時間、年次有給休暇等に関する事項について労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応した、より良いものとしていくことをいいます。

助成内容

1. 支給対象となる取組 ～いずれか1つ以上実施してください～

- | | |
|---|--|
| ○ 労務管理担当者に対する研修 | ○ 労務管理用ソフトウェア |
| ○ 労働者に対する研修、周知・啓発 | ○ 労務管理用機器 |
| ○ 外部専門家によるコンサルティング
(社会保険労務士、中小企業診断士など) | ○ デジタル式運行記録計(デジタコ) |
| ○ 就業規則・労使協定等の作成・変更
(所定労働時間に関する規定の整備など) | ○ テレワーク用通信機器 |
| | ○ 労働能率の増進に資する設備・機器等
(小売業のPOS装置、飲食店の自動食器
洗い乾燥機など) |

などの
導入・更新

(※)原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

2. 成果目標

支給対象となる取組は、以下の「成果目標」の達成を目指して実施してください。

事業主が事業実施計画において指定したすべての事業場において、週所定労働時間を2時間以上短縮して、40時間以下とすること。

3. 事業実施期間

事業実施期間中(事業実施承認の日から平成28年2月15日まで)に取組を実施してください。

4. 支給額

「1. 支給対象となる取組」の実施に要した経費の一部を、「2. 成果目標」を達成した場合に支給します。

対象経費	助成額
謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費	対象経費の合計額×補助率 ※上限額を超える場合は上限額

補助率	3/4
上限額	50万円



厚生労働省・都道府県労働局

中小企業事業主の皆さまへ

「職場意識改善助成金」のご案内 (テレワークコース)

「労働時間等の設定の改善」※及び仕事と生活の調和の推進のため、
終日、在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワーク
に取り組む中小企業事業主を支援します



- 社員の育児や介護と仕事の両立を支援したい
- 社員の通勤負担を軽減したい
- ワーク・ライフ・バランスを推進して社員のやる気をアップさせたい
- 優秀な人材を確保したい
- 災害時にも事業を継続させたい

サテライトオフィスで行うテレワークも対象に加わりました!!

※「労働時間等の設定の改善」とは、各事業場における労働時間、年次有給休暇等に関する事項について労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応した、より良いものとしていくことをいいます。

助成内容

1. 支給対象となる取組 ～いずれか1つ以上実施してください～

- テレワーク用通信機器の導入・運用(※)
(例)Web会議用機器、社内のパソコンを遠隔操作するための機器など
(※)パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません
- 就業規則・労使協定等の作成・変更
(例)テレワーク勤務に関する規定の整備
- 保守サポート料、通信費
- 労務管理担当者や労働者に対する研修、周知・啓発
- クラウドサービス使用料
- 外部専門家(社会保険労務士など)による導入のためのコンサルティング

2. 成果目標

支給対象となる取組は、以下の「成果目標」を両方達成することを目指して実施してください。

- 評価期間に1回以上、対象労働者全員に、終日、在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークを実施させる
- 評価期間において、対象労働者が終日、在宅またはサテライトオフィスにおいてテレワークを実施した日数の週間平均を、1日以上とする

3. 評価期間

「2. 成果目標」の評価期間は、事業実施期間(事業実施承認の日から平成28年2月15日まで)で、1か月から6か月の間で設定してください。

4. 支給額

「1. 支給対象となる取組」の実施に要した経費の一部を、「2. 成果目標」の達成状況に応じて支給します。

対象経費	助成額
謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費 ※ 契約形態が、リース契約、ライセンス契約、サービス利用契約などで「3. 評価期間」を超える契約の場合は、「3. 評価期間」に係る経費のみが対象	対象経費の合計額×補助率 (上限額を超える場合は上限額(※)) (※)「1人当たりの上限額」×対象労働者数または「1企業当たりの上限額」のいずれか低い方の額

成果目標の達成状況	達成	未達成
補助率	3/4	1/2
1人当たりの上限額	6万円	4万円
1企業当たりの上限額	150万円	100万円

例えば、従業員100人の企業で、総務、経理部門5人に1人当たり10万円の機器を導入する場合、
所要額 10万円×5人 = 50万円
→ 6万円×5人 = 30万円を助成
※目標未達成の場合は、
4万円×5人 = 20万円を助成



厚生労働省・都道府県労働局

事業協同組合



下請セーフティネット債務保証制度について

平成27年7月1日から 下請セーフティネット債務保証制度【債権譲渡契約】の 貸付金利が変わりました！

主な変更内容

貸付金利	500万以下・・・1.8%
//	500万超・・・2.2%
事務手数料	・・・0.2%

債権譲渡は2種類！

- 県・宮崎市・延岡市・串間市発注工事は、新債権譲渡承諾依頼書及び契約証書で契約
- 上記以外の発注工事は、従来請負工事代金債権譲渡契約書で契約

必要書類

書 類 名	県・宮崎市・串間市	小林市・えびの市	延岡市	左記以外の国・市町村工事
1. 債権譲渡承諾依頼書及び契約証書	○		○	
2. 請負工事代金債権譲渡契約書		○		○
3. 借入申込書	○	○	○	○
4. 工事履行報告書及び出来高確認書	○	○		
5. 誓約書			○	○
6. 連帯保証書			○	○
7. 請負工事出来高証明書			○	○
8. 支払状況・支払計画書	○	○	○	○
9. 約束手形	○	○	○	○
10. 金銭消費貸借契約書	○		○	
11. 請求書	○	○	○	○

制度の概要・メリット

公共工事を受注・施工中（完成を含む）の組合員等が、発注者から将来受け取る工事請負代金債権を当協同組合に譲渡することにより、工事出来高の範囲内で貸付けを受けられる公的制度です。

便 利！

債権譲渡することにより、必要な時に貸付を受けられるので、大変便利です。
特に県、宮崎市、小林市、えびの市、串間市発注工事は保証人は必要ありません。
工事出来高の範囲内であれば、必要な額を何度でも借入できます。

経審の評点アップ！

本制度を利用した工事金は、経営事項審査の経営状況分析における負債合計額から控除できるので、経営事項審査の評点アップにつながります。

共同購買事業により資材調達ができます！《県、宮崎市、串間市発注工事限定》

新債権譲渡契約書では、組合から資材の供給が受けられます。《組合共同購買事業を利用》
資材は、当該工事の出来高率により供給を受け、代金の支払いは、工事完成金で相殺できます。
《上記以外の発注工事では、共同購買事業はご利用できません。》

制度の基本的な仕組み！

○金利及び事務手数料

※ 事務手数料、0.2%が加算されます。

※ 金利は、金融情勢により変動します。

貸付金額	500万以下	500万超
金利	1.80%	2.20%
事務手数料	0.20%	0.20%

新貸付金額！《県・宮崎市・延岡市・串間市での発注工事》新債権譲渡契約書での契約時

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金、違約金等を控除した残額の範囲内です。（部分払金も含みます）

計 算 式 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

出来高率	算 式
99%以下	(請負額×出来高率－受領済額－違約金)×90%《担保掛目》
100%(完成)	請負額 × 出来高率 × 90%《担保掛目》－ 受領済額

(例) 請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

○債権譲渡額＝660万円 (1,100万円－440万円)

○貸付金額＝297万円 (1,100万円×80%－440万円－110万円)×90%

○当該工事が完成した場合

(1) 発注者から協同組合へ工事代金660万円が支払われます。

(1,100万円《請負金額》－440万円《前払金》)

(2) 協同組合は貸付金297万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に返還します。

貸付金額！《県・宮崎市・延岡市・串間市以外での発注工事》従来権譲渡契約書での契約時

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金等を控除した残額の範囲内です。（部分払金も含みます）

計 算 式 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

算 式	請負額 × 出来高率 × 90%《担保掛目》－ 受領済
-----	-----------------------------

(例) 請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

○債権譲渡額＝660万円 (1,100万円－440万円)

○貸付金額＝352万円 (1,100万円×80%×90%)－440万円

○当該工事が完成した場合

(1) 発注者から協同組合へ工事代金660万円が支払われます。

(1,100万円《請負金額》－440万円《前払金》)

(2) 協同組合は貸付金352万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に返還します。

宮 崎 県 建 設 事 業 協 同 組 合

〒880-0805 宮崎県宮崎市橘通東2丁目9-19 宮崎県建設会館2階

TEL 0985-23-3691

FAX 0985-23-3599

URL <http://www.mk-net.or.jp>

E-mail info@mk-net.or.jp

技士会

1. 「監理技術者講習」のお知らせ

平成 27 年度の「監理技術者講習」の今後の日程についてお知らせします。

今年は、あと 1 回しかありません。更新時期にきている方は忘れず受講してください。

平成 28 年度につきましては、本年 同様 5 月、8 月、11 月に計画したいと思います。

日 程	平成 27 年 11 月 12 日（木）
会 場	宮崎県建設会館 5 階会議室
受講料	インターネット申し込み 9,500 円

※問い合わせ 宮崎県土木施工管理技士会
(TEL 0985 - 31 - 4696)

監理技術者とは、

発注者から直接、公共工事を請負い、そのうち、総額 3,000 万円以上を下請け契約して工事を施工する場合（土木）は、監理技術者を工事現場に置かなければなりません。

監理技術者は、常に最新の法律制度や技術動向を把握する必要があることから、現行の建設業法では、監理技術者講習を修了した日から 5 年を経過することのないように国土交通大臣に登録された監理技術者講習を受講し、講習修了証を携帯しなければならないことになっております。

また、講習修了証とは別に監理技術者資格者証の交付を受ける必要があります。

2. 第20回土木施工管理技術論文・技術報告募集のお知らせ

（一社）全国土木施工管理技士会連合会では、技術論文・技術報告を募集しています。応募対象者は、1・2 級土木施工管理技士で個人または連名（共同執筆者は 2 人まで）となっています。工事規模の大小・工種の制限はありませんが、他団体、JCM に提出した論文・報告は応募できません。その他、詳細につきましては、（一社）全国土木施工管理技士会連合会のホームページの“技術論文”に掲載されております。締め切りは、JCM ホームページからインターネット応募される場合は平成 28 年 1 月 8 日（金）、宮崎県技士会を通じて応募される場合は平成 28 年 1 月 6 日（水）事務局必着となります。優秀な技術論文・技術報告は、表彰されます。

なお、昨年度の第 19 回土木施工管理技術報告の最優秀報告賞として、旭建設㈱（日向市）の河野義博氏が表彰されました。

建退共

1. 10月は加入促進強化月間です！

平成28年4月から
建退共制度が変わります
★退職金が12ヶ月からもらえます
★退職金が引き上げられます

私たちの建退共
笑顔いっぱい

建退共は建設業で働く
労働者のための **退職金制度です。** 制度説明動画 配信中！

けんたいきょう 独立行政法人 勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部
〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1 TEL 03-6731-2866

前回の東京オリンピックの開催年に創設された建退共（建設業退職金共済）制度は、昨年 50 周年を迎えました。

現在、宮崎県においては、約 3 千社の事業所に加入していただき、“**建設業界内の退職金制度**”として建設労働者の福祉向上に寄与するとともに、地域経済の活性化にも大きく貢献しています。

建設人を支えて 50 年 未来へ

5つの特長

- ① 国の制度なので安全確実かつ簡単
- ② 退職金は企業間を通算して計算
- ③ 国が掛金の一部を補助
- ④ 掛金は損金扱い
- ⑤ 適正履行は経営事項審査で加点

建退共に参加するには？

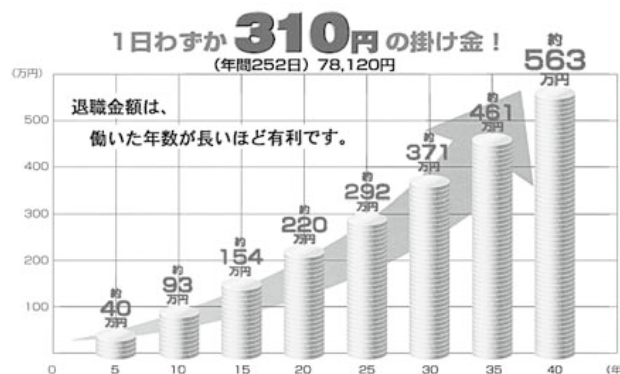
建設業を営む事業主なら、元請、下請を問わず加入、契約できます。

被共済者になる（手帳を持つ）には？

加入事業主が、建設現場で働く従業員を対象として申込みをしてください。

退職金を受け取るには？

手帳名義の本人が、「退職金請求書」に共済手帳、住民票を添えて、宮崎県支部に提出してください。退職金額は、働いた年数が長いほど有利です。



お問い合わせは

建設業退職金共済宮崎県支部

〒 880-0805 宮崎市橘通東 2 丁目 9 番地 19 号 県建設会館 3F

TEL 0985-20-8867 FAX 0985-20-8889

建退共

2. 平成28年4月から建退共制度がより有利な取り扱いに！

中小企業退職金共済法の一部改正などに伴い、平成28年4月1日から建退共の制度が下記のとおり変更される予定です。

※ 次の取扱いは、平成28年4月1日以降に退職金の請求事由に該当する場合（退職など）に適用されます。

I. 退職金の予定運用利回りが変更されます。

中小企業退職金共済法に基づき5年に1度行うこととされている検討の結果、建退共の退職金の予定運用利回りが2.7%から3.0%に引き上げられます。

このため、退職金の額に関する政令が改正される予定です。

※ 利回り引き上げは、平成15年10月（310円証紙）の掛金から適用されます。

II. 退職金の支給要件が緩和されます。

現在、掛金納付月数が24月未満の場合については退職金の不支給期間となっておりますが、これが12月未満に緩和されます。（死亡による場合は12月未満で変更ありません。）

※ 12月以上24月未満の退職金は、掛金より減額して支払われます。

III. 被共済者による移動通算の申出期間が延長されます。

被共済者が、転職等により、建退共制度と中退共制度、清退共制度及び林退共制度（※）との間を移動した場合、現在、退職後2年以内であった通算の申出期間が3年以内まで延長されます。

※ 上記は略称表記であり、正式名称は次のとおりです。

中退共制度：中小企業退職金共済制度

建退共制度：建設業退職金共済制度

清退共制度：清酒製造業退職金共済制度

林退共制度：林業退職金共済制度

IV. 移動通算できる退職金額の上限が撤廃されます。

現在、移動通算できる額には上限が存在し、その上限を超える金額は差額給付金としてその都度被共済者に支給していましたが、その上限が撤廃され、全額が移動先の制度に移換できるようになります。

これにより、被共済者が退職される際に、まとめて退職金として受け取ることができるようになります。

※ 建退共制度から中退共制度へ移動通算した場合に適用されます。

3. 建退共宮崎県支部取扱状況（8月分）

区分 月別	共 契 約 者 数	被共済者数
7月末計	社 2,817	名 48,790
加 入	6	92
脱 退	8	65
8月末計	2,815	48,817

区分 月別	手帳更新 状 況	退職金支給状況		掛金収納状況 (7月の状況)
前年度までの累計	冊 418,133	件 47,311	千円 28,779,557	千円 113,969,974
当 月 分	659	68	51,958	75,318
27年度分	3,629	471	408,617	220,943
制 度 創 設 累 計	421,762	47,782	29,188,174	114,190,917

厚生年金基金

1. 宮崎県建設業厚生年金基金の解散について

宮崎県建設業厚生年金基金では、設立事業所に働く方々の老後生活の安定と福祉の向上を図ることを目的として、平成2年4月1日に設立され、加入員の退職後の生活を支える年金や一時金の給付を行ってまいりました。

しかしながら、近年は、不安定な資産運用環境に伴う運用利回りの低下と産業構造の変化に伴う加入員の減少などの要因により、厳しい財政運営が続いておりました。

このような中であって、平成25年6月に厚生年金基金制度の見直しに係る厚生年金保険法の改正法が公布され、すべての厚生年金基金がそれぞれの事業運営の方向性について検討せざるを得ない状況になりました。

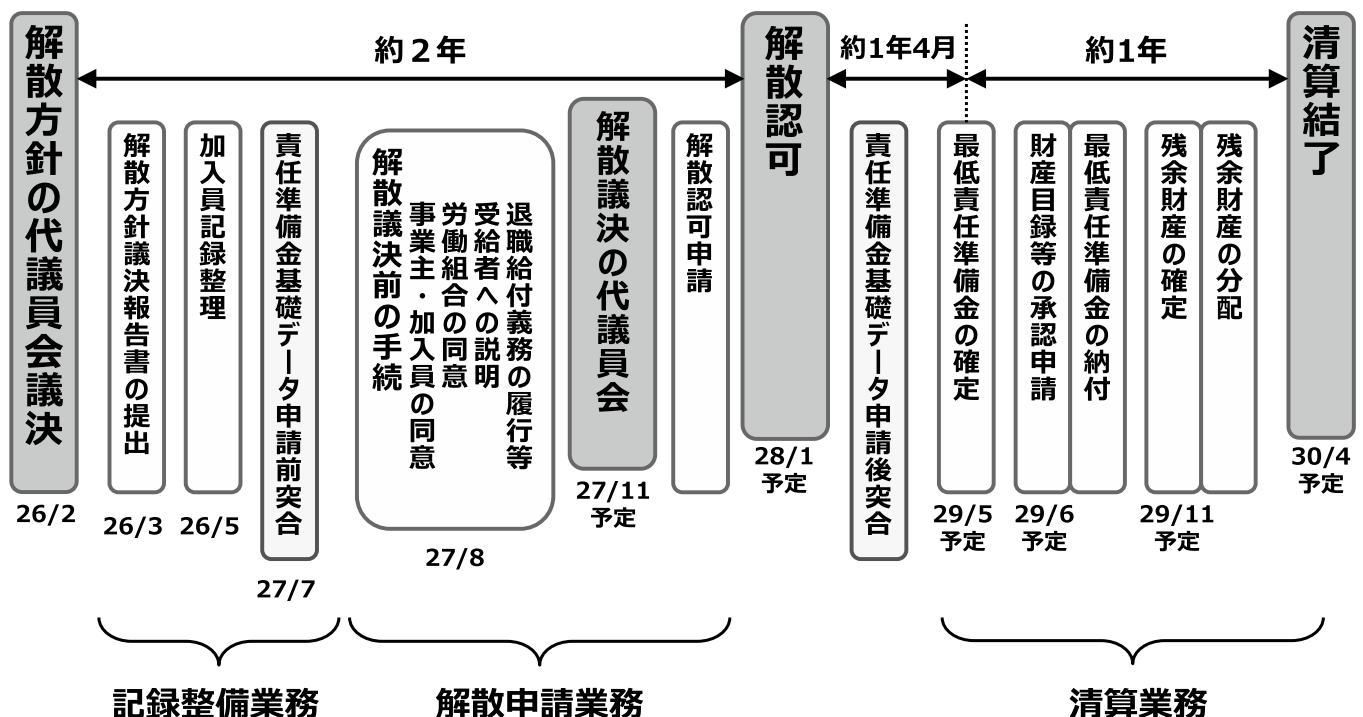
このため、代議員会、理事会、方向性検討委員会において、今後の基金の方向性について検討を行ってまいりましたが、平成26年2月25日開催の第3回代議員会において、不安定な経済状況、運用リスクの顕在化、建設業界の先行きの不透明さなどを総合的に勘案した上で、事業主のこれ以上の負担は、事業所の存続や従業員の雇用そのものに影響を及ぼす可能性があるかと判断し、基金解散の方針を議決いたしました。

その後、解散に係る認可申請前の準備作業として、加入員記録の整備を進めておりましたが、この作業に一定の目処をつけることができ、また、この作業に係る予定期間を若干短縮できたことから、解散時期を当初の予定より1か月早め、平成28年1月の解散を目指すことになりました。

解散までの間、設立事業所の皆さまにおかれましては、多大なご協力をいただくこととなりますが、事情ご賢察のうえ、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

現在、本年11月に解散議決の代議員会を開催するための事前手続きとして、事業主及び加入員の同意書の取りまとめを行っております。この同意をそれぞれ3分の2以上得られない場合は、代議員会の開催ができないことから、解散時期が遅延することになります。早期の解散を目指しておりますので、同意書の提出がお済みでない設立事業所におかれましては、早急の対応をお願いいたします。

解散スケジュール



2. 事業概況（8月分）

1. 適 用

（平成27年8月末現在）

設立事業所数	加 入 員 数		
	男	女	計
288	3,368	519	3,887

2. 給 付

(1) 老齢年金給付及び一時金の裁定状況（平成27年度）

（金額：円）

		当 月 分		年 度 累 計	
		件数	金 額	件数	金 額
退職年金	新規裁定	39	13,760,000	222	83,608,300
	失権者	16	3,276,400	68	13,657,800
選択一時金		6	3,043,900	60	32,964,100
脱退一時金 （企業年金連合会移換を含む）		28	5,926,000	78	14,259,500
遺族一時金		2	761,600	3	1,716,600

(2) 年金受給権者数

（金額：円）

件数	年 金 額	内 訳					
		全額支給		一部支給		全額停止	
		件数	年 金 額	件数	年 金 額	件数	年 金 額
6,387	1,465,210,300	6,191	1,359,017,800	87	49,106,900	109	57,085,600

3. 保有資産（時価）

年金給付等積立金	18,007,124,150 円
----------	------------------

建災防

1. 交通労働災害防止対策の徹底について（宮崎労働局より要請）

本年、県内の建設業では4件の死亡災害が発生し（8月末現在）、そのうち2件が交通事故によるものです。このような状況を受けて、宮崎労働局より当支部に対し「建設業における交通労働災害防止対策の徹底について」の要請がありました。会員事業場におかれましては、以下のとおり対策の徹底をお願いいたします。

（1）現場と事務所間の往復における交通労働災害防止対策

① スリップに対する対策

- ・速度の減速、車両距離の十分な確保、急発進、急ハンドル、急ブレーキをしないこと。
- ・雨の降り始めの舗装道路、工事現場の鉄板等は滑りやすいので留意すること。
- ・雪道でのタイヤへのタイヤチェーンなどの滑り止め装置の装着、スノータイヤ、スタッドレスタイヤなど雪路用タイヤの装着。

② 居眠り、夜勤明け、長距離の移動に対する対策

- ・運転日前日の十分な睡眠時間の確保。
- ・睡眠時無呼吸症候群等の適切な治療。
- ・点呼等により睡眠不足が著しい者に対して運転業務に就かせない等の措置の実施。
- ・走行計画による十分な休憩時間、仮眠時間の確保。
- ・自動車の運転業務以外の業務終了後に運転業務を行う場合の運転業務以外の業務の軽減についての配慮等。

③ ①、②に共通する対策

- ・無理のない適正な運転時間等を設定した適正な走行計画の作成。

（2）道路における建設工事等の最中の交通労働災害に対する対策

① 作業の前後における対策

- ・作業の前後において自動車の進入等を防ぐことができるような作業手順による作業の実施。
- ・作業中の標識の設置等。

② 作業者の視認性が低くなることに対する対策

- ・作業者の視認性を高める作業服等の着用。
- ・短時間の作業であっても作業中の標識を設置すること等。

2. 第52回全国建設業労働災害防止大会が開催されました

建設産業の安全衛生管理水準の向上と労働災害の根絶を目指して、平成27年9月10日、11日の2日間、大阪国際会議場において延べ5,200名の参加の下、第52回全国建設業労働災害防止大会が開催されました。

なお、大会では安全衛生管理に係る優良事業場等の表彰が行なわれ、本県からは次の事業場等が表彰されました。

■ 優良賞（会社）

小野建設 株式会社（日南分会）
有限会社 木藤建設（都城分会）

■ 功績賞（職長）

濱田 毅 氏（井上建設㈱ 建築分会）
西田 稔 氏（興洋開発㈱ 日向分会）



建防災

3. 平成 27 度宮崎県産業安全衛生大会の開催について

県内の各事業場における自主的な労働災害防止活動を推進し、広く安全意識の高揚を図ることを目的として、「宮崎県産業安全衛生大会」が11月11日（水）に佐土原総合文化センターで開催されます。労働災害防止の重要性についての認識をさらに深め、安全衛生活動の着実な実行を図るために、多数の関係各位の方々にご参加いただくようご案内いたします。

安心安全な職場づくりを目指して

産業安全衛生大会
Industrial Safety and Health Convention

平成27年度 宮崎県産業

安全衛生大会

2015 11/11 水

参加無料

開会/13:30
閉会/16:00

会場/宮崎市佐土原総合文化センター
宮崎市佐土原町下田島 20527-4 TEL.0985-72-2998

【交通アクセス】

- ◆電車/JR佐土原駅から徒歩5分
- ◆バス/◎宮崎市街方面より
光陽行き→広瀬台下車→徒歩3分
高崎行き→佐土原駅前下車→徒歩5分
- ◎西都市方面より
佐土原高校行き→広瀬台下車→徒歩3分
- ◎高崎町方面より
宮交シティ行き→佐土原駅前下車→徒歩5分

講演

「快適な職場環境を考える」
「禁煙・メンタルヘルス対策」

宮崎大学医学部社会医学講座公衆衛生学分野
教授 黒田嘉紀氏

主催 宮崎県労働災害防止団体等連絡協議会
宮崎労働基準協会/建設業労働災害防止協会/林業・木材製造業労働災害防止協会/
陸上貨物運送事業労働災害防止協会/建設荷役車両安全技術協会/宮崎産業保健総合支援センター

共催 全国労働基準関係団体連合会 **後援** 宮崎労働局/宮下労働基準監督署/宮崎県/宮崎市/連合宮崎/宮崎県労連/宮崎県経営者協会/
宮崎県商工会議所連合会/宮崎県商工会連合会/宮崎県中小企業団体中央会

お問い合わせ先/大会事務局(宮崎労働基準協会) Tel.0985-25-1853 Fax.0985-28-9080

宮崎県最低賃金が時間額693円に改正

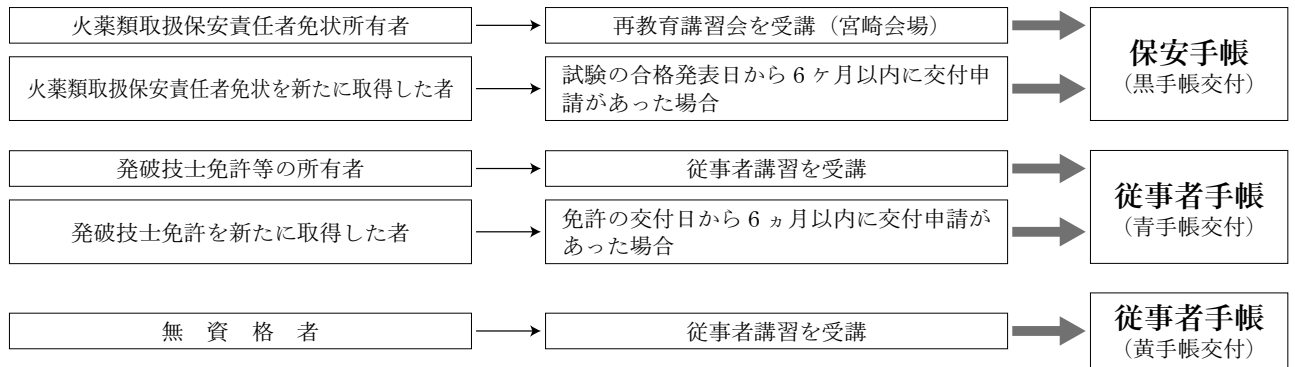
(宮崎労働局よりお知らせ)

宮崎県最低賃金は、平成 27 年 10 月 16 日（金）から「時間額 693 円」に改正されました。最低賃金は臨時、パート、アルバイトを含む宮崎県内で働くすべての労働者に適用されます。

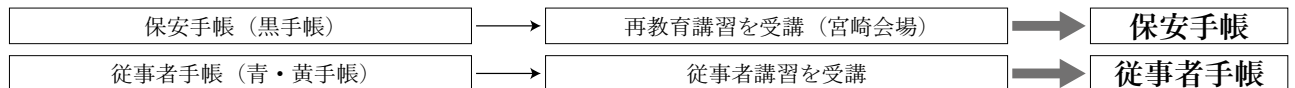
火薬協会

1. 保安手帳交付について

(1) 新規に手帳の交付を受ける場合

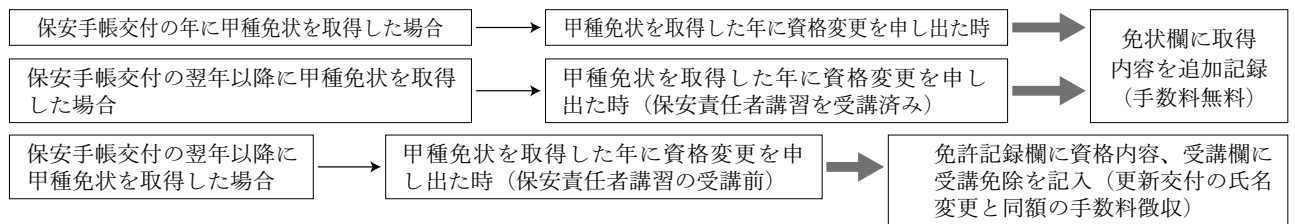


(2) 期限内に講習を受講しないで手帳を失効し、新たに手帳を申請する場合

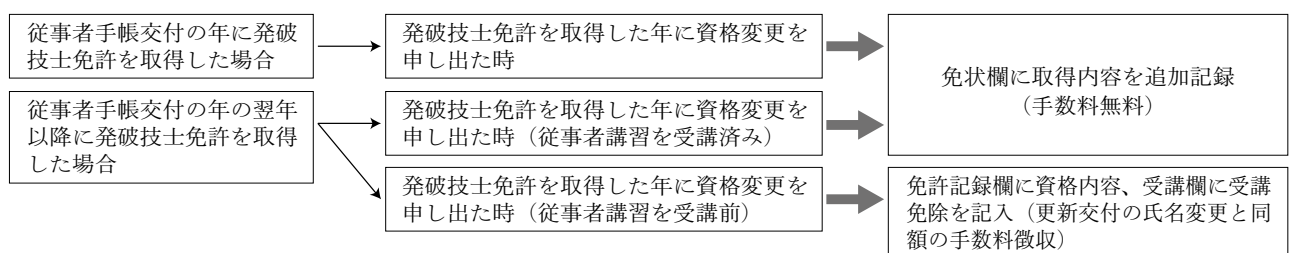


手帳所持者が新たに免状及び資格を取得した場合の取扱要領

(3) 保安手帳所持者が新たに「甲種免状」を取得した場合の保安手帳の取扱い及び保安責任者講習の受講免除



(4) 無資格者の従事者手帳所有者が「発破技士免許」を習得した場合の従事者手帳の取扱い及び従事者講習の受講免除



2. 講習会の日程について

本年の残りの講習会日程は次のとおりです。保安手帳の有効期限を確認し、講習受講の必要な方は、当協会への受講申込を急いで行ってください。

(1) 責任者及び従事者保安講習会

月 日	曜	開催地	講習会場	講習時間
10月22日	木	日向市	日向建設会館	13:00～17:00
11月5日	木	西都市	西都建設会館	
12月10日	木	宮崎市	宮崎県建設会館	

(2) 再教育講習会

月 日	曜	開催地	講習会場	講習時間
12月10日	木	宮崎市	宮崎県建設会館	10:00～17:00

発破作業 確かな合図で 無災害

火気の扱い慎重に 気の緩みが大事故に

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（8月分）

西日本建設業保証(株) 宮崎支店

(単位:件、百万円)

I. 全般の状況

	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
平成27年度	337	▲3.2%	10,704	6.3%	1,398	▲22.6%	45,137	▲34.2%
平成26年度	348	▲26.0%	10,074	▲40.0%	1,806	▲10.8%	68,590	▲18.5%
平成25年度	470	40.3%	16,791	48.6%	2,024	47.2%	84,149	47.6%

II. 発注者別の状況

(単位:件、百万円)

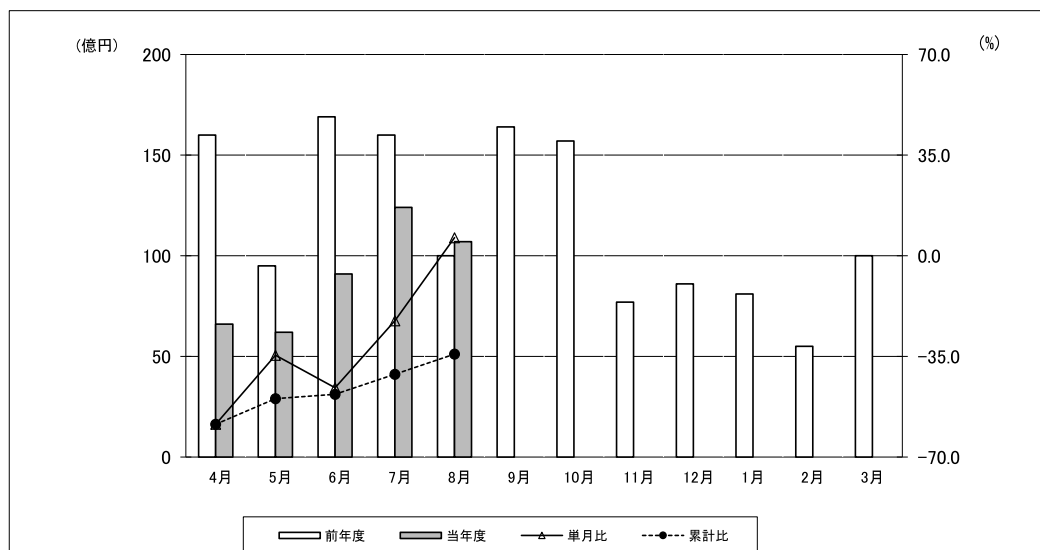
	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
国	38	▲2.6%	2,875	3.8%	135	▲25.0%	10,387	▲42.8%
独立行政法人等	0	—	0	—	11	▲26.7%	1,918	▲15.7%
県	109	▲5.2%	3,361	12.6%	444	▲36.4%	13,213	▲33.1%
市町村	183	▲3.2%	3,952	23.8%	789	▲12.3%	17,165	▲35.4%
その他	7	250.0%	515	162.8%	19	46.2%	2,451	32.9%
計	337	▲3.2%	10,704	6.3%	1,398	▲22.6%	45,137	▲34.2%

III. 地区別の状況

(単位:件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
宮 崎	71	▲10.1%	2,200	▲30.4%	299	▲17.6%	10,904	▲17.0%
日 南	30	50.0%	1,217	▲8.1%	110	▲6.0%	5,887	6.7%
串 間	12	33.3%	560	446.3%	68	3.0%	1,410	4.3%
都 城	49	▲14.0%	1,619	45.0%	173	▲29.4%	6,654	▲36.3%
小 林	36	▲12.2%	1,021	▲5.8%	139	▲21.9%	3,722	▲28.8%
高 岡	20	400.0%	463	321.6%	54	▲18.2%	993	▲10.3%
西 都	20	▲31.0%	500	▲26.5%	85	▲35.1%	2,609	▲45.4%
高 鍋	19	▲20.8%	482	▲24.1%	73	▲27.7%	2,422	▲48.7%
日 向	39	▲15.2%	953	12.2%	191	▲26.3%	4,436	▲35.4%
延 岡	25	4.2%	1,221	67.9%	121	▲31.2%	3,647	▲69.7%
西臼杵	16	6.7%	464	65.7%	85	▲18.3%	2,447	▲27.8%
計	337	▲3.2%	10,704	6.3%	1,398	▲22.6%	45,137	▲34.2%

< 月別請負金額 >



2. 中間前払金制度のご案内

**今年度より、宮崎県をはじめ県内全ての市町村で
中間前払金をご利用いただけるようになりました。
ぜひご利用ください！**

工事代金の2割が、当初の前払金に加えて受け取れる制度です。

⇒前払金は最大で工事代金の**6割**に！

POINT！

中間前払金 1000 万円なら、
保証料は 6500 円
⇒金融機関の利息よりも
はるかに**安い！**

＜中間前払金のメリット＞

- ① **現場をストップさせる必要なし！**
- ② **全額現金で払出OK！**
- ③ **保証料率は一律0.065%**

手間なく

便利で

安い！

＜制度採用状況＞ **宮崎県、宮崎県内全市町村、国土交通省、農林水産省等**
※対象条件は発注者によって異なります。詳細は当社までお問い合わせください。

＜請求可能要件＞ ■ **工期の2分の1を経過していること**
■ **工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が概ね行われていること**
■ **当該工事で完了した作業にかかる経費が工事代金の2分の1以上であること**

＜保証申込時に必要な書類＞ ① **保証申込書** ② **使途内訳明細書** ③ **認定調書（通知書）の写し**

お申し込み・お問い合わせは・・・

西日本建設業保証株式会社 宮崎支店 **TEL 0985-24-5656/FAX 0985-20-1167**

ホームページ <http://www.wjcs.net/chukan/index.html>

平成27年度宮崎県内の中間前払保証実績（平成27年8月末現在）

（単位：件、千円）

発注者	件数	請負金額	増減率（件数）	増減率（請負金額）
宮崎県	30	1,022,250	▲31.8%	▲47.2%
宮崎市	8	140,136	▲33.3%	▲83.2%
都城市	3	151,480	50.0%	156.2%
延岡市	6	410,352	▲40.0%	▲28.5%
日南市	1	39,636	<	<
小林市	3	61,830	<	<
日之影町	1	38,880	0.0%	2.6%
計	52	1,864,565	▲31.6%	▲78.4%

建設業福祉共済団からのお知らせ

建設共済保険加入促進月間 実施中！！

「制度創設 45 周年、信頼と実績の共済団。 今後も業界とともに。」

共済団は、本年 11 月 1 日に建設共済保険制度創設 45 周年を迎えるにあたり、4 月から無事故割引率 2 割拡大の制度改正を実施いたしました。

本年も引続き、建設共済保険制度の安定運営が行えるように一層の普及を図る為、10 月 1 日から 11 月 30 日までの 2 ヶ月間、建設共済保険加入促進月間を実施しています。

当制度は、被災者等に対する追加的補償を行う「被災者補償」と労働災害の再発防止の費用等労働災害に起因する企業の諸費用を補償する「諸費用補償」から構成される法定外労災補償制度としての機能は勿論、被災者の子供に対する育英奨学金（業務上及び通勤災害により死亡、身体障害・傷病 1～3 級に該当した者の子を対象）も備えた制度です。

今年度も各都道府県建設業協会と連携の上、建設共済保険の加入促進を図るとともに、すでに建設共済保険に加入している保険契約者に対しては、年間完成工事高契約で補償の対象とならない役員、事務職員、製造業や林業などで働く労働者を補償する関連事業契約への加入を推奨しています。

加入促進月間中は、各都道府県建設業協会、支部・地区協会のご協力を得ながら、説明会の開催、ポスターの掲示、新聞・会報への広告掲載による P R 活動を行います。

《建設共済保険 年間完成工事高契約の概要》

主契約である年間完成工事高契約は、保険契約者が施工する全工事現場（元請の甲型共同企業体工事現場と海外工事現場を除く）に就労する労働者の業務災害または通勤災害を補償する契約です。

経営事項審査において加点評価されることもあり 2 万 4 千社を超える事業所が加入しています。まだ、建設共済保険に加入していない事業所の皆さまは、この機会に是非ご検討ください。

《年間完成工事高契約の特長》

- 建設業界による自主的な共済保険で保険料が安い
- 元請・下請問わず無記名で補償
- 元請・下請それぞれの保険契約者へ重複支払い
- 企業の諸費用部分も補償
- 事業主（保険契約者）への速やかな支払い
- 経営事項審査において 15 点の加点

本年 11 月 1 日に当制度創設 45 周年を迎えるにあたり、4 月から無事故割引率 2 割拡大を実施しましたが、引き続き安定運営が行えるように一層の普及を図る為、今年は「制度創設 45 周年、信頼と実績の共済団。今後も業界とともに。」をキャッチコピーに、事業主に「建設共済保険」への加入を促していきます。

保険料が 更にお安くなりました！

年間完成工事高契約 & 甲型共同企業体契約の
無事故割引率を2割アップし、保険料のご負担を軽減しました。

平成27年4月1日以降に新規でご契約いただく際に適用されます。
既契約者様につきましては、平成27年度の契約を更新される際に
適用されます。

【旧】

完工高	2億円未満	2億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上
割引率	10%	20%	30%	40%	50%	60%

無事故割引率が従来より2割アップ(1.2倍)

【新】

完工高	2億円未満	2億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上
割引率	12%	24%	36%	48%	60%	72%

保険料計算例（保険金区分合計2,000万円）

完工高：土木一式工事5億円の場合

無事故割引率 年間保険料
【旧】30% ⇒ 266,000円
【新】36% ⇒ 243,200円

22,800円も
お安くなりました。

資料請求や保険料試算もできます。ご利用ください。

URL→<http://www.kyousaidan.or.jp/>

◎お問い合わせは、下記までご連絡ください。

(一社) 宮崎県建設業協会 TEL 0985-22-7171
(公財) 建設業福祉共済団 TEL 03-3591-8451

公益財団の

平成27年4月から
無事故割引率が**2割**拡大しました!

建設共済保険

法定外労災補償制度

充実した制度で

保険料が安い

- 建設業界による自主的な共済保険で保険料が安い。
- 元請・下請問わず無記名で補償。
- 元請・下請それぞれの保険契約者へ重複支払い。
- 企業の諸費用部分も補償。
- 事業主(保険契約者)への速やかな支払い。
- 経営事項審査において15点の加点。

公益財団法人 建設業福祉共済団

(厚生労働省・国土交通省共管)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15 虎ノ門NSビル

■取扱機関：(一社)宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橘通東2-9-19

TEL0985-22-7171 FAX0985-23-6798

「建設共済保険」の他にも、
次のような事業を行っています。

〔育英奨学事業〕

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に対して、
要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不
要の奨学金を継続して給付。

詳しい情報、保険料試算などのお問い合わせは

Tel.03-3591-8451

建設共済保険

検索